

# CPTPP が年末に発効

## 高度なルールの実現に加え、早期の拡大にも期待

政策調査部主席研究員

菅原 淳一

03-3591-1327

junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp

- 2018年12月30日にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、TPP11）が発効する。当初は日本を含む6カ国のみで効力が発生するが、ほどなくベトナムも加わる見込みである
- CPTPPの発効により、参加国間では関税削減・撤廃を含む市場アクセスの改善に加え、電子商取引等の分野での高度なルールが適用される。また、新規参加国を迎える拡大プロセスも動き出す
- CPTPPの発効は、これに参加しない米国の企業や輸出者を日本市場において不利な立場に置くこととなるため、TAG（日米物品貿易協定）交渉における米国のより強硬な姿勢を招くことが懸念される

### 1. CPTPP が 2018 年 12 月 30 日に発効

10月31日にオーストラリアが、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、TPP11）の承認に関する国内手続を完了した旨を事務局を務めるニュージーランド（寄託国）に通報した。同国は、メキシコ（通報日:6月28日）、日本（同7月6日）、シンガポール（同7月19日）、ニュージーランド（同10月25日）、カナダ（同10月26日）に次いで国内手続を終えた国となり<sup>1</sup>、これによってCPTPPで定められた同協定の発効要件（少なくとも6カ国による国内手続の完了及びその寄託国への通報、CPTPP第3条1項）が満たされ、同日より60日後の2018年12月30日にCPTPPが発効することが確定した<sup>2</sup>。残るブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー、ベトナムについては、それぞれが国内手続が完了した旨を寄託国に通報した日から60日後にCPTPPの効力が発生することになる（CPTPP第3条2項）。なお、ベトナムについては、11月中旬にも国内手続を完了するものとみられており、早ければ来年1月中にも7番目の国としてCPTPPの効力が発生する見込みである。

カナダが5番目の国としてCPTPPの国内手続の完了を寄託国へ通報した後、オーストラリアがいつ通報を行うかが注目されていた。10月17日に議会承認を終えていた同国が11月1日までに通報を行えば、CPTPPは年内に発効することになるためだ。これは「年内発効」という象徴的な意味合いを持つにとどまらず、各国の関税引き下げスケジュールに関わる実利的な意味を持っていた。CPTPPで約束された関税引き下げは毎年1月1日に実施することが原則とされているため、年内に発効すれば、2019年1月1日には発効日（1年目）の関税削減・撤廃に続き、2年目の関税引き下げが行われることになる。2018年12月30日のCPTPP発効が確定したため、同日に最初の関税削減・撤廃が行われた後、翌々日の2019年1月1日にはもう一段の関税引き下げが行われることになった。なお、発効日に全品目の関税を撤廃するシンガポールと、毎年4月1日の関税引き下げを約束している日本は除かれる。日本は、発効日に1年目の関税削減・撤廃を行い、2019年4月1日に2年目の関税引き下げを行う。

## 2. 参加国間で市場アクセスの改善・高度なルールの適用<sup>3</sup>

6カ国によるCPTPPの発効により、日本はカナダ及びニュージーランドとの間で新たにEPA（経済連携協定）を発効させることになる<sup>4</sup>。すでにEPAが発効済みのメキシコ、シンガポール、オーストラリアとの間でも、これまでのEPAを上回る市場アクセスの改善と高度なルールの適用が実現する。

例えば、カナダの乗用車関税は、現在の6.1%から発効日に5.5%、2019年1月1日には5.0%に引き下げられる。カナダの工業製品関税の対日即時撤廃率は、日本の対加輸出額の3割強を占める乗用車が即時撤廃ではないため、貿易額基準で見ると68.4%にとどまるが、関税品目数基準では96.9%に達している。ニュージーランドの工業製品関税の対日即時撤廃率は、貿易額基準では98.0%、関税品目数基準でも93.9%と高い水準になっている（図表1）。

他方、日本については、農林水産品でこれまでのEPAを上回る自由化を約束している。例えば、ニュージーランドからの輸入が輸入全体の9割強を占めるキウイフルーツ（現行関税率6.4%）等、一部の果物などで関税が発効日に即時撤廃される。

牛肉（生鮮・冷蔵・冷凍）の関税は、現行の38.5%から協定発効16年目には9%まで引き下げられることになっており、発効日（1年目）に27.5%まで大きく引き下げられる。ただし、牛肉については、日豪EPAによる関税引き下げがすでに実施されていることに注意が必要だ。日本の牛肉輸入のうち、CPTPP参加国からの輸入は56.7%（2017年実績、金額ベース）を占め、その大半（49.8%）がオーストラリアからの輸入である（4頁図表3参照）。オーストラリア向けの牛肉関税は、日豪EPAによって生鮮・冷蔵が29.3%、冷凍が26.9%まですでに引き下げられている。そのため、オーストラリア産牛肉の輸入に関しては、CPTPP発効によって関税率が大きく引き下げられるわけではない。特に、冷凍牛肉については、日豪EPAに基づく現行関税率の方が低くなるため、CPTPP発効後も日豪EPAの関税率が適用される<sup>5</sup>。2019年4月1日（2年目）以降は、CPTPPにおける関税率（26.6%）が日豪EPAにおける関税率（26.7%）を下回るため、オーストラリア産冷凍牛肉についてもCPTPPの関税率が適用される。

図表1 CPTPPにおける工業製品関税撤廃率

	即時撤廃率		最終撤廃率	
	品目数基準	貿易額基準	品目数基準	貿易額基準
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
オーストラリア	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%
日本	95.3%	99.1%	100%	100%

（注）「品目数基準」は各国の2010年1月時点の国内細分、「貿易額基準」については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。2018年12月30日に効力が発生する6カ国にベトナムを加えた7カ国につき記載。

（資料）経済産業省「環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）における工業製品関税（経済産業省関連分）に関する大筋合意結果（平成27年10月）」より、みずほ総合研究所作成

CPTPPでは、日本を除く10カ国は最終的にはほぼすべての関税を撤廃することを約束している。日本は、全品目の95%、農林水産品の82.3%、工業製品の100%につき、最終的な関税撤廃を約束している。発効時には、関税削減・撤廃の効果が既存のEPAによってすでに実現されている品目も多いが、CPTPPによる関税削減・撤廃の効果は年々大きくなっていく。

市場アクセスについては、関税（物品貿易）以外のサービス、投資、政府調達においてもCPTPP参加各国はWTO（世界貿易機関）やこれまでのFTA（自由貿易協定）における自由化を上回る水準の自由化をCPTPPで約束しており、日本企業の事業機会の拡大や日本経済の活性化につながることを期待されている。

ルール面では、CPTPPではTPP（環太平洋パートナーシップ）におけるルールの一部が凍結されたものの、知的財産や国有企業等に関する高度なルールが維持されている（図表2）。例えば、電子商取引に関しては、「TPP3原則」とも呼ばれる「電子的手段による情報の越境移転の自由の確保」（第14.11条）、「コンピュータ関連設備の設置・利用要求の禁止」（第14.13条）、「ソース・コードの移転又はアクセス要求の禁止」（第14.17条）が義務付けられている。高度なルールを有するCPTPPが発効することで、今後のアジア太平洋地域やWTOの下でのルール作りが加速することが期待される。

図表2 TPP協定の構成（上段）とCPTPPにおける凍結項目（下段）

0. 前文	8. 技術的障害（TBT）	16. 競争政策	
1. 冒頭規定・一般的定義	9. 投資	17. 国有企業	24. 中小企業
2. 物品貿易	10. 越境サービス貿易	18. 知的財産	25. 規制の整合性
3. 原産地規則	11. 金融サービス	19. 労働	26. 透明性・腐敗防止
4. 繊維・繊維製品	12. 一時的入国	20. 環境	27. 運用・制度
5. 税関手続・貿易円滑化	13. 電気通信	21. 協力・能力構築	28. 紛争解決
6. 貿易救済	14. 電子商取引	22. 競争力・ビジネス円滑化	29. 例外
7. 衛生植物検疫（SPS）	15. 政府調達	23. 開発	30. 最終規定
1. 急送少額貨物(5.7.1(f)の第2文) 2. ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) 3. 急送便附属書(附属書10-B 5及び6) 4. 金融サービス最低基準待遇関連規定(11.2等) 5. 電気通信紛争解決(13.21.1(d)) 6. 政府調達(参加条件)(15.8.5) 7. 政府調達(追加的交渉)(15.24.2の一部) 8. 知的財産の内国民待遇(18.8(脚注4の第3-4文)) 9. 特許対象事項(18.37.2、18.37.4の第2文) 10. 審査遅延に基づく特許期間延長(18.46) 11. 医薬承認審査に基づく特許期間延長(18.48)		12. 一般医薬品データ保護(18.50) 13. 生物製剤データ保護(18.51) 14. 著作権等の保護期間(18.63) 15. 技術的保護手段(18.68) 16. 権利管理情報(18.69) 17. 衛星・ケーブル信号の保護(18.79) 18. インターネット・サービス・プロバイダ(18.82、附属書18-E、附属書18-F) 19. 保存及び貿易(20.17.5の一部等) 20. 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A.3) 21. 国有企業章留保表(マレーシア、経過措置起算日) 22. サービス・投資章留保表(ブルネイ、石炭産業の経過措置起算日)	

(資料) TPP協定及びCPTPP協定、内閣官房TPP等政府対策本部資料より、みずほ総合研究所作成

### 3. 新規参加・拡大プロセスの開始

CPTPP発効後には、新規参加・拡大プロセスの早期開始が見込まれている。すでにコロンビアや、EU（欧州連合）を離脱する英国等、少なくない国がCPTPPへの参加の意思や関心を表明している。なかでも注目されるのはタイである。日本企業の重要な製造拠点となっているタイがCPTPPに参加すれば、CPTPPによる関税削減・撤廃のメリットを享受するために必要な原産地規則の充足がより容易になるのに加え、すでにCPTPPへの署名を終えながらも国内承認手続を進めることに慎重姿勢を示しているマレーシアや、新規参加に関心を示しているインドネシアの背中を押すことになるだろう。

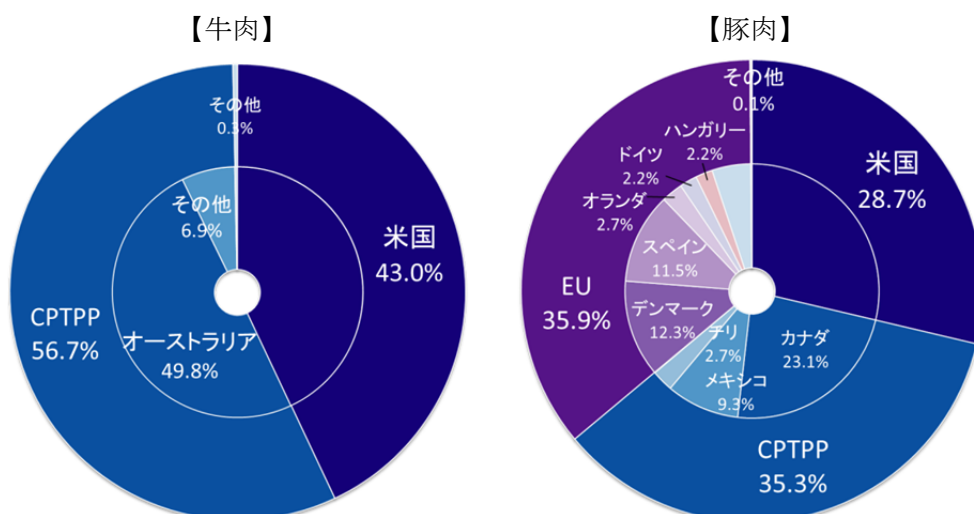
ASEAN（東南アジア諸国連合）諸国の多くがCPTPPに参加すれば、APEC（アジア太平洋経済協力）参加国・地域が目指しているFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の構築に向けて、アジア太平洋地域で高水準の自由化と高度なルールを拡げていく大きな力となることが期待される。

また、CPTPPの参加国が拡大していけば、その分CPTPPの魅力は増し、新規参加への誘因となる。WTOにおける貿易投資の自由化が停滞し、米中貿易摩擦の激化等、保護主義的動きが強まる中、CPTPP参加国の拡大は自由貿易体制を補完することにもなるだろう。

### 4. 日米貿易交渉にとっては「両刃の剣」か？

CPTPPの発効は、来年1月にも本格的に開始されると見込まれているTAG（日米物品貿易協定）交渉にも影響をもたらすとみられる。CPTPPに参加していない米国の企業や輸出者は、参加国の競合者に比べて日本市場で競争上不利な立場に置かれることになる。その典型的な例は畜産・酪農だろう。例えば、牛肉については、日本の輸入牛肉の56.7%がCPTPP参加国からの輸入であることはすでに述べたが、残る43.3%のうち43.0%を米国が占めている（図表3左図）。つまり、CPTPP発効後は、事実上米国のみがCPTPPの特恵関税率を適用されない国となる。また、豚肉については、日本の輸入豚肉市場はCPTPP参加国（35.3%）、EU（35.9%）、米国（28.7%）で3分されており（図表3右図）、日EU・EPAが来春にも発効が見込まれていることを合わせて考慮すれば、牛肉同様、事実上米国のみがCPTPP及び日EU・EPAの特恵関税率を適用されない国となる。

図表3 日本の牛肉・豚肉の輸入相手国構成（2017年）



（資料）財務省貿易統計より、みずほ総合研究所作成

これは、TAG交渉が長引けば、それだけ米国の輸出者が日本市場で不利な状況に置かれる期間が長くなることを意味する。したがって、CPTPPの発効は、TAG交渉の早期妥結を求める米国内の圧力を高め、交渉における米国の姿勢をより宥和的にする方向に働くことが考えられる。しかし、日米の意見の隔たりが大きく、交渉が難航すれば、米国が交渉中は棚上げされることになっている米通商拡大法第232条に基づく自動車・同部品への追加関税措置を日本に対して発動するとの脅しをかけて、日本に譲歩を迫ってくることも十分考えられる。CPTPPの発効が米国の焦りを生み、日米交渉における米国のより強硬な姿勢を招くことにつながりかねない。この意味で、CPTPPの発効はTAG交渉において「両刃の剣」となるかもしれない。

日本は、CPTPP発効という日米貿易交渉における「武器」を手に入れたが、それをうまく使うには熟練の技が必要となりそうである。

---

<sup>1</sup> 各国の通報日は、内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP11 参加国の動向について」による。ただし、カナダ政府によれば、カナダの通報日は10月29日となっている。Government of Canada, “Statement by Minister Carr on Canada’s Ratification of Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership”, 2018-10-29.

<sup>2</sup> The official website of the New Zealand Government, “CPTPP underway – tariff cuts for our exporters on December 30”, 31 October 2018.

<sup>3</sup> CPTPP の意義や概要については、菅原淳一「大筋合意に至った TPP11」（『みずほインサイト』2017年11月13日、みずほ総合研究所）、同「TPP11 署名と今後の展望」（『みずほインサイト』2018年2月15日、みずほ総合研究所）参照。

<sup>4</sup> これにより、日本の「FTA（自由貿易協定）カバー率」（貿易総額に占める FTA 締結相手国との貿易額の割合）は、23.3%から 25.2%に拡大する（2017 年実績）。

<sup>5</sup> TPP 協定附属書 2 D 「日本国の関税率表：一般的注釈」4(jj)(ii)による。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償のみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。